

昭和二十五年文部省令第二十七号

図書館法施行規則

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第六条第二項、第十九条及び附則第十項の規定に基づき、図書館法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 図書館に関する科目(第一条)  
第二章 司書及び司書補の講習(第二条—第十一条)

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参考すべき基準(第十二条)

第四章 準ずる学校(第十三条—第十四条)  
附則

第一章 図書館に関する科目  
第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)。以下「法」という。第五条第一項第一号に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目的うち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

第二章 司書及び司書補の講習

第一条

図書館に関する科目

群	科目	甲群	単位数	
			乙群	甲群
	生涯学習概論		二	二
	図書館概論		二	二
	図書館制度・経営論		二	二
	図書館情報技術論		二	二
	図書館サービス概論		二	二
	情報サービス論		二	二
	児童サービス論		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館情報資源概論		二	二
	情報資源組織論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	情報資源組織演習		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館基礎特論		二	二
	図書館サービス特論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	図書館基礎実習		二	二
	図書館総合演習		二	二

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第二章 司書及び司書補の講習

(趣旨)

第二条 法第六条に規定する司書及び司書補の講習については、この章の定めるところによる。

(司書の講習の受講資格者)

第三条 司書の講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校若しくは法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を卒業した者

二 法第五条第一項第三号イからハまでに掲げる職にあつた期間が通算して二年以上になる者

三 法附則第八項の規定に該当する者

四 その他文部科学大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

(司書補の講習の受講資格者)

四 その他文部科学大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者

第三章 司書補の講習

2

司書補の講習における司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目的うち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	甲群	単位数	
			乙群	甲群
	生涯学習概論		二	二
	図書館概論		二	二
	図書館制度・経営論		二	二
	図書館情報技術論		二	二
	図書館サービス概論		二	二
	情報サービス論		二	二
	児童サービス論		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館情報資源概論		二	二
	情報資源組織論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	情報資源組織演習		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館基礎特論		二	二
	図書館サービス特論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	図書館基礎実習		二	二
	図書館総合演習		二	二

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第四章 司書補の講習

2

司書補の講習における司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目的うち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	甲群	単位数	
			乙群	甲群
	生涯学習概論		二	二
	図書館概論		二	二
	図書館制度・経営論		二	二
	図書館情報技術論		二	二
	図書館サービス概論		二	二
	情報サービス論		二	二
	児童サービス論		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館情報資源概論		二	二
	情報資源組織論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	情報資源組織演習		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館基礎特論		二	二
	図書館サービス特論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	図書館基礎実習		二	二
	図書館総合演習		二	二

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第五章 司書補の講習

2

司書補の講習における司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目的うち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	甲群	単位数	
			乙群	甲群
	生涯学習概論		二	二
	図書館概論		二	二
	図書館制度・経営論		二	二
	図書館情報技術論		二	二
	図書館サービス概論		二	二
	情報サービス論		二	二
	児童サービス論		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館情報資源概論		二	二
	情報資源組織論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	情報資源組織演習		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館基礎特論		二	二
	図書館サービス特論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	図書館基礎実習		二	二
	図書館総合演習		二	二

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第六章 司書補の講習

2

司書補の講習における司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目的うち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	甲群	単位数	
			乙群	甲群
	生涯学習概論		二	二
	図書館概論		二	二
	図書館制度・経営論		二	二
	図書館情報技術論		二	二
	図書館サービス概論		二	二
	情報サービス論		二	二
	児童サービス論		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館情報資源概論		二	二
	情報資源組織論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	情報資源組織演習		二	二
	情報サービス演習		二	二
	図書館基礎特論		二	二
	図書館サービス特論		二	二
	図書館情報資源特論		二	二
	図書館基礎実習		二	二
	図書館総合演習		二	二

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

一 旧専門学校入学者検定規程（大正十二年文部省令第二十二号）第十一条の規定により指定した学校	二 大正七年旧文部省令第三号第一条第五号により指定した学校	三 その他文部科学大臣が高等学校と同等以上と認めた学校
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三一年九月二九日文部省令第四号）抄	附 則（昭和二九年六月一日文部省令第一三号）	附 則（昭和三一年九月二九日文部省令第四号）抄
この省令は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は昭和三十一年六月三十日から、第二条の規定は昭和三十一年九月一日からそれぞれ適用する。	この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。	この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。
附 則（昭和四三年三月二九日文部省令第五号）抄	附 則（昭和四一年三月三一日文部省令第一〇号）	附 則（平成一〇年一一月一七日文部省令第六号）抄
この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。	この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。	1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（昭和四三年三月二九日文部省令第五号）抄	附 則（昭和四一年三月三一日文部省令第一〇号）	附 則（平成一二年二月二九日文部省令第六号）抄
この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。	この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。	この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則（平成三年六月一九日文部省令第三三号）	附 則（平成二〇年六月一一日文部科学省令第一八号）	附 則（平成二〇年六月一一日文部科学省令第一八号）
この省令は、平成三年七月一日から施行する。	この省令は、社会教育法等の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。	この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年四月一日）から施行する。

群		科目	甲群 生涯学習概論	乙群 生涯学習概論	甲群 生涯学習概論	乙群 生涯学習概論	単位数
群	科目	甲群 生涯学習概論	乙群 生涯学習概論	甲群 生涯学習概論	乙群 生涯学習概論	単位数	
1	図書館基礎特論	図書館基礎特論	図書館基礎特論	図書館基礎特論	図書館基礎特論	二	
2	図書館概論	図書館概論	図書館概論	図書館概論	図書館概論	二	
3	図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	二	
4	情報サービス論	情報サービス論	情報サービス論	情報サービス論	情報サービス論	二	
5	情報資源組織演習	情報資源組織演習	情報資源組織演習	情報資源組織演習	情報資源組織演習	二	
6	図書館総合演習	図書館総合演習	図書館総合演習	図書館総合演習	図書館総合演習	二	
7	図書館実習	図書館実習	図書館実習	図書館実習	図書館実習	二	

群		科目	甲群 生涯学習概論	乙群 生涯学習概論	単位数	新科目	
群	科目	甲群 生涯学習概論	乙群 生涯学習概論	甲群 生涯学習概論	乙群 生涯学習概論	新科目	単位数
1	図書館基礎特論	図書館基礎特論	図書館基礎特論	図書館基礎特論	二	図書館基礎特論	二
2	図書館概論	図書館概論	図書館概論	図書館概論	二	図書館概論	二
3	図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	二	図書館情報資源特論	二
4	情報サービス論	情報サービス論	情報サービス論	情報サービス論	二	情報サービス論	二
5	情報資源組織演習	情報資源組織演習	情報資源組織演習	情報資源組織演習	二	情報資源組織演習	二
6	図書館実習	図書館実習	図書館実習	図書館実習	二	図書館実習	二
7	図書館総合演習	図書館総合演習	図書館総合演習	図書館総合演習	二	図書館総合演習	二

読み替えて適用される新規則第一条第一項に規定する図書館に関する科目（以下「経過科目」という。）の単位を修得したものとみなす。

平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十日までに経過科目（前項の規定により修得したものとみなされた科目を含む。以下同じ。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、平成二十四年四月一日以後は、新規則第一条第一項に規定する図書館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものは、平成二十四年四月一日以後は、新規則第一条第一項に規定する図書館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位を修得したものとみなす。

平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに経過科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、新科目的単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得したものは、新科目的単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者とみなす。

平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに経過科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者とあつて、新科目の単位を修得した者で、新科目的単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者は、新科目的単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位を修得した者とみなす。

平成二十四年四月一日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに新科目的乙群の欄に掲げる科目的単位を修得した者は、経

過科目的乙群の科目の単位を修得したものとみなす。

8 平成二十二年四月一日以後に附則第六項の表中経過科目的欄に掲げる科目的単位を修得した者が、平成二十四年四月一日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目的単位は、当該科目に相当する新科目的単位とみなす。

9 平成二十二年四月一日以後に経過科目的乙群の欄に掲げる科目的単位を修得した者が、平成二十四年四月一日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目的単位は、新科目的乙群の単位とみなす。

10 旧法第五条第一項第一号に規定する司書の講習を修了した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

11 平成二十四年四月一日前にこの規則による改正前の図書館法施行規則第四条第一項に規定する司書の講習の科目的単位を修得した者については、附則第八項及び第九項の規定を準用する。

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一二月一日文部科学省令第四三号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和二年九月二十五日文部科学省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号）抄